

令和2年 給与（特別給）勧告の概要

令和2年10月30日
大阪市人事委員会

本年の勧告のポイント

特別給（ボーナス）を引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

（参考）勧告が実施された場合の平均年間給与は19,537円減少 <影響額：行政職 約2.1億円>

1 職員給与と職種別民間給与実態調査等に基づく民間給与との比較

(1) 職種別民間給与実態調査

本年は新型コロナウイルス感染症の影響により、民間給与実態調査を二段階に分けて実施。市内の企業規模50人以上かつ事業所規模50以上の民間事業所のうち、層化無作為抽出法により抽出した422事業所を対象に、令和元年冬季及び令和2年夏季ボーナスに係る特別給等を郵送調査し、326事業所から回答を得た。

（先行調査における調査完了率 79.1%（昨年は80.5%））

(2) 民間給与との比較（特別給）

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額に相当しており、職員の特別給の年間支給月数（4.50月）を下回っていた。

民間の支給月数	4.43月分	職員の支給月数	4.50月
---------	--------	---------	-------

2 勧告の内容

(1) 改定の内容

民間の特別給の支給月数及び人事院勧告の内容を勘案し、特別給について次のとおり改定を行うこと。

民間の支給月数との均衡を図るため引下げ 年間4.50月→4.45月

引下げ分については、人事院勧告の内容に準じて期末手当を引下げ

期末手当（年間2.60月→2.55月）

（課長代理級以下の職員の支給月数）

	6月期	12月期	年間
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）	2.55月
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）	1.9月
3年度 期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月	1.9月

(2) 改定の実施時期

本年12月期の期末・勤勉手当は、改定条例の公布日

令和3年6月期以降の期末・勤勉手当は、令和3年4月1日